

島根県保育士資格等取得支援事業のご案内

島根県では、県内の保育士確保の取組の一つとして、保育士資格の取得や幼稚園教諭免許状の取得・更新の行う際の、**養成施設の受講料等や代わりの職員を雇う際の費用など**の支援を行っています。

取得方法等に応じて6つのメニューがありますので、是非ご活用ください。

1 保育士養成施設を卒業すること等により保育士資格を取得する場合

1-1 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

○対象施設

認可外保育施設等

○対象者

対象施設に勤務する保育士資格を有さない方

○支援内容

①養成施設の受講料 ②代替保育従事者の雇上費

○支援経費

①受講に要した経費の1/2（上限10～30万円）

②雇上費 7,690円／人・日

1-2 保育所等保育士資格取得事業

○対象施設

保育所、認定こども園等（公立施設を除く）

○対象者

対象施設に勤務する保育士資格を有さない方

○支援内容

養成施設の受講料

○支援経費

受講に要した経費の1/2（上限10～30万円）

2 幼稚園教諭免許を有する方が特例制度(※1)により保育士資格を取得する場合

2-1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

○対象施設

認定こども園等

○対象者

対象施設に勤務する幼稚園教諭免許を有するが保育士資格を有さない方（特例制度の対象者）

○支援内容

①養成施設の受講料 ②代替保育従事者の雇上費

○支援経費

①受講に要した経費の1/2（上限10万円）

②雇上費 7,690円／人・日

2-2 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

○対象者

対象施設に勤務する幼稚園教諭免許を有するが保育士資格を有さない方（特例制度の対象者）

※ 資格取得後、保育所等で勤務することが決定している方が対象です。

○支援内容

養成施設の受講料

○支援経費

受講に要した経費の1/2（上限10万円）

3 保育士資格を有する方が特例制度(※2)により幼稚園教諭免許を取得する場合

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

○対象施設

認定こども園等

○対象者

対象施設に勤務する保育士資格を有するが、幼稚園教諭免許状を有さない方（特例制度の対象者）

○支援内容

①大学等の受講料 ②代替幼稚園教諭の雇上費

○支援経費

①受講に要した経費の1/2（上限10万円）

②雇上費 7,690円／人・日

4 保育士試験による資格取得

保育士試験による保育士資格取得支援事業

○対象者

保育士試験により保育士資格の取得を目指す方
※ 資格取得後、保育所等（公立施設を除く）で勤務することが決定している方が対象です。

○支援内容

保育士試験受験のために要した費用の支援

○支援経費

学習に要した経費の1/2（上限15万円）

※ 1 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③をいう。

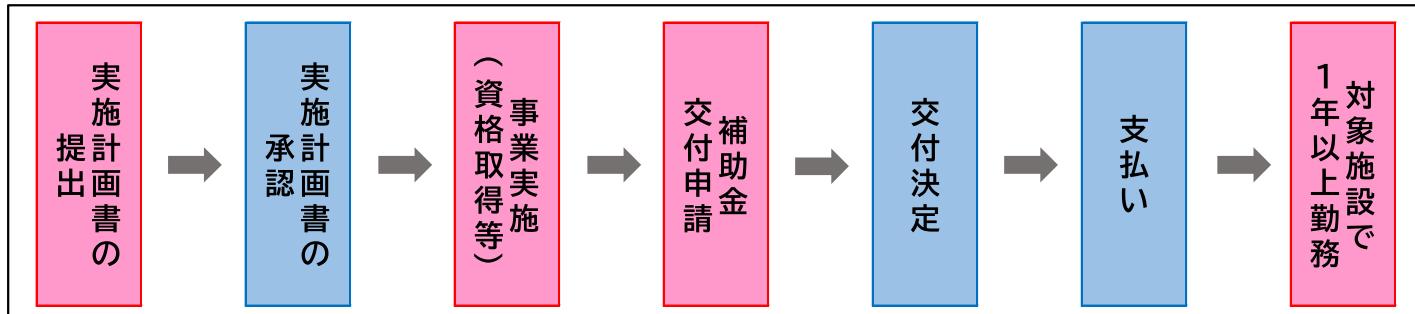
※ 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度をいう。

■各補助事業の申請手続について

支援を受ける際の申請手続の流れは以下のとおりです。

支援を受ける施設、対象者は、「**実施計画書**」を提出し、県の承認を受け、事業実施後「**補助金交付申請**」を行い、交付決定を受ける必要があります。

また、いくつかの事業については資格取得後対象施設で1年以上勤務が必要です。



■よくある質問について

Q : 実施計画書、交付申請はどのような書類を提出すればよいのでしょうか？
申請のマニュアルはありますか？

A : 様式や提出書類については、島根県ホームページに掲載しています。
また、申請の手引きや要綱も掲載していますので、ご活用ください。

Q : 実施計画書や交付申請はいつまでに提出すればよいのでしょうか？

A : 実施計画書は、受講等を開始した日の属する年度の**1月末日**までに提出してください。交付申請は、計画書の承認を受け、対象者が資格証(免許状)の交付等を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月末までに提出してください。

Q : 養成施設の受講料とは具体的にはどのような経費が対象になるのですか？

A : 養成施設に納付する入学金、受講料（教科書、教材費等を含む）及びその消費税が対象となります。
なお、必須でない教材費や補講費等については対象となりません。

Q : 他の資格取得支援事業とあわせて給付を受けることはできますか？

A : 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

■申請様式について



申請書類等については、こちらのQRコードからダウンロードしてください。

■お問い合わせ先（申請書類提出先）

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 保育支援第一係

電話：0852-22-5702 FAX：0852-22-6124